令和6年度 第4回 久留米市地域公共交通会議 議事

《議 案》

議案第8号 久留米市地域公共交通計画(案)の策定及び令和7年度地域 公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業 (地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型))の交付 申請について

----- P 1

久留米市地域公共交通計画(案)の策定及び 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業) (市町村型))の交付申請について

久留米市地域公共交通計画(案)の策定及び令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型))の交付申請について、別紙のとおり承認を求める。

令和 7年 3月 日提出

ス留米市地域公共交通計画(案)の策定及び 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業) (市町村型))の交付申請について

1. 協議事項

- 久留米市地域公共交通会議(以下、「当会議」という。)において、久留米市地域 公共交通計画の次期計画(案)(以下、「計画(案)」という。)を策定すること。 また、計画(案)策定に必要となる業務については、委託業務として発注を行い、 事業者選定及び業務管理の実施については久留米市に委任すること
- ○計画(案)策定にあたって、令和7年度に施行が予定されている、調査・検討・ とりまとめ等に要する費用を主な補助内容とする、地域公共交通確保維持改善 事業費補助金(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事 業)(市町村型))(以下、「国庫補助」という。)の交付申請を国土交通大臣に対し て行うこと

2. 地域公共交通計画について

- ○関係者との合意のもと、まちづくりと一体となって持続可能な公共交通ネット ワークを形成するための取組みを示した基本計画[参考資料1参照]として、久 留米市では、当会議にて協議を行いながら、令和2年8月に策定
- 久留米市地域公共交通計画は、久留米市新総合計画との整合をとっているため 令和 2 年度からの 6 か年が計画期間であり、令和 7 年度に期間を満了する
- ○計画(案)は、国が示す方向性である「地域公共交通計画の実質化に向けたアップデート[参考資料2参照]」に基づき、国庫補助を活用しながら策定する

3. 事業の内容と補助申請額

- 交付申請書(案) [参考資料3参照] に記載の内容とする。なお、国からの指摘により、記載内容の変更が必要な場合は、事務局にて対応する
- ○補助申請額は、令和7年度久留米市予算の議会承認後に調整する

4. その他

○計画(案)策定業務の行程上、速やかに事業に着手する必要があるため、当会議の令和7年度の事業計画及び予算については、国庫補助交付が見込め次第、書面にて決議を行う